

I. はじめに

12月16日に2023年度の税制改正大綱が公表されました。岸田内閣が掲げる「成長と分配の好循環」を実現するため、個人投資家の優遇制度「NISA」の抜本的な拡充・恒久化を行うほか、スタートアップ・エコシステムの強化に向けた具体的な方策が盛り込まれています。

今年最後のSeiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

II. 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの拡充・恒久化

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。NISAは、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

本改正において、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税期間を無期限化するとともに、口座開設に期限を設けず、恒久的な措置とします。併せて、ライフステージに応じた短期・集中的な投資を可能とするため、年間投資枠を拡充します。一方、高所得者層に対する際限ない優遇とならないように、一生涯にわたる非課税限度額を設定します。適用は2024年以降です。

改正前	一般NISA	つみたてNISA
非課税期間	5年間	20年間
投資可能期間	2023年	2042年
年間投資枠	120万円	40万円
非課税限度額	600万円	800万円
備考	年単位で選択制	

改正後	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税期間	無期限	無期限
投資可能期間	恒久化	恒久化
年間投資枠	120万円	240万円
非課税限度額	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	
備考	併用可	

(2) スタートアップ支援

2,000兆円に及ぶ個人金融資産、500兆円に及び企業の内部留保を活用し、創業数と創業規模の両面でスタートアップの成長を促していくために、「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実を図ります。

① スタートアップに再投資する場合の優遇税制の創設

「創業」について、自らリスクを取って出資する創業者の行為を金銭面から後押しするとともに、特に資金の集まりにくい創業初期の出資を支援するために、個人投資家が保有株式を売却してスタートアップ企業が設立時に発行する株式を取得した場合、その取得した年の譲渡所得から株式の取得に要した金額を控除できます。

なお、このスタートアップ企業の株式の取得価額は、上記で控除した金額のうち20億円を超える部分の金額を控除した金額となります。すなわち、後に当該株式を売却した場合の売却益に対して最大20億円まで非課税となります。

② スtockオプション税制の拡充

「事業展開」を後押しする観点からは、ストックオプションを使用して株式を取得した場合に、当該株式の売却時まで課税を繰り延べることのできるストックオプション税制について、権利行使期間の上限を現行の10年から15年へ延長する措置を講じます。この優遇措置の適用は設立5年未満の非上場企業に限られます。

③ オープンイノベーション促進税制の拡充

「出口」については、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後に成長が鈍化する傾向にあるとの指摘を受けて、既存企業によるM&Aを後押しするために、既存発行株式の取得についてもオープンイノベーション促進税制の対象とします。当該税制は、設立10年未満のスタートアップへの投資額の25%を損金算入できる制度ですが、既存発行株式については、現行制度と比べて一部の要件が見直されます。

	現行制度	改正による拡充
対象株式	新規発行株式 (払込出資)	既存発行株式 (取得)
議決権割合	要件なし	過半数
上限金額	50億円 (現行100億円)	200億円
保有見込期間	3年	5年

III. 公平で中立的な税制への見直し

(1) 贈与税・相続税

贈与税には毎年課税する「暦年課税」と相続時にまとめて課税する「相続時精算課税」がありますが、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、2024年より、資産移転の時期に中立的な仕組みへ変わります。

① 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、年110万円の非課税枠を利用した相続開始前の駆け込み贈与を防ぐため、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することになっていますが、この期間を7年に延長します。

② 相続時精算課税制度の使い勝手向上

暦年課税と同じ年110万円の基礎控除を認めるとともに、これまで義務だった申告も不要になります。また、この110万円は相続時の相続財産に加算されません。

(2) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資により減少しており、また、資本金1億円以下の子会社が親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている事例も存在します。このような実質的に大規模な法人を対象に、今後制度的な見直しが検討されます。

IV. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) インボイス制度の負担軽減

2023年10月に施行される消費税のインボイス制度の円滑な移行に向けて、フリーランスなどの中小事業者に対する負担軽減を講じます。（インボイス制度の概要は[Vo.88「インボイス制度の概要と留意点」](#)をご覧ください。）

① 免税事業者の負担軽減

免税事業者（課税売上高1,000万円以下）が課税事業者になった場合、制度開始から3年間は納税額を売上に係る消費税額の20%に軽減することで、激変緩和を図ります。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合よりもさらに負担が軽減されます。

② 事業者の事務負担軽減

課税売上高1億円以下の事業者が行う税込1万円未満の取引につき、制度開始から6年間は帳簿のみで仕入税額控除が可能であり、インボイスの取得・保存は不要です。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

2021年度の電子帳簿保存法（いわゆる電帳法）の改正により、電子データで授受した請求書や領収書等については、2022年からは紙出力による保存が認められず、タイムスタンプの付与や検索機能を確保した上で、電子的に保存することが義務化されました。しかしながら、システム整備や社内の体制構築が間に合わないといった声があがっていたため、2022年度税制改正により、2023年12月末までは紙出力による保存が可能となっています。

2023年度税制改正においては、依然として十分に対応が進まない企業が多くみられることから、保存要件に従って保存することができない相当の理由がある場合には、2024年以降も電子保存の義務化が猶予されます。「相当の理由」は今後国税庁の一問一答などで明らかになる見通しです。

V. 防衛費の財源確保のための税制措置

防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、法人税・所得税・たばこ税の3税目について、2024年以降の適切な時期から増税し、2027年度に1兆円強の財源を確保します。

① 法人税

法人税額に対し、税率4~4.5%の新たな付加税を課します。現行の法人税率は23.3%のため、実質1%前後の増税となる見込みです。ただし、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額が500万円（課税所得にして約2,400万円）までは課税されません。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課します。家計を取り巻く状況に配慮し、所得税額を課税標準とする復興特別所得税の税率を現行の2.1%から1%引き下げるため、合わせた負担は変わらないようにみえますが、2037年までと定めていた課税期間を延長するため、事実上の増税といえます。

③ たばこ税

1本当たり3円相当引き上げます。ただし、国産葉たばこ農家への影響を十分に配慮し、予見可能性を確保したうえで、段階的に実施します。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact